

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：内藤 晃 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

道下 大樹 衆議院議員が経済支援を強く要請!

～航空連合の主張をふまえ、対策強化を政府に求める～

4月10日(金)、衆議院国土交通委員会において、航空連合政策議員フォーラム事務局次長の道下 大樹(みちした だいき) 衆議院議員が、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策に対して、航空連合の主張をふまえ、さらなる検討を求めました。



道下 大樹(衆)
航空連合政策議員フォーラム
事務局次長

【空港使用料等の支払い猶予措置の是正】

- 新型コロナウイルスの感染拡大による航空会社への影響は甚大であり、**空港使用料等の支払い猶予などの支援策については、一定程度評価できる。**
- 一方、猶予期間経過後は、**当月分に加えて猶予分の支払いが生じるため、支援としては十分とは言えず、是正すべきである。**

【航空機燃料税の更なる減免】

- 国内の空港は概成しており、**航空機燃料税の役割は既に終わっている。**海外航空会社との競争の障壁でもある**航空機燃料税は、早急に廃止すべきである。**
- **すぐに廃止できなかったとしても、今回の新型コロナウイルスによる影響をふまえ、雇用を守る観点から、さらなる軽減や一時的な全額免除など、経済的な支援を強化すべきである。**

【空港使用料等の支払い猶予について】

- 支払いを猶予した空港使用料等については、新型コロナウイルスの終息が現時点では見通せないことから、**今後の航空会社の資金繰り等を見きわめながら、その取り扱いを検討していく。**

【航空機燃料税の更なる減免について】

- 航空機燃料税は空港整備等の財源として、首都圏空港機能強化等の国際競争力強化、防災・減災対策等、必要な事業に充てられている。
- 今回の緊急経済対策では、足元の資金繰り対策として、**航空機燃料税を含む国税、地方税等の納税猶予の特例が盛り込まれている。**
- 今後も緊急経済対策に基づき、航空会社の早期経営回復を支援していくが、**航空機燃料税の減免は、空港整備等の財源確保の観点や今後の航空会社の資金繰り等もふまえて総合的に検討すべきものと考えている。**



国土交通省
和田 航空局長